

相続登記をしよう!!

令和6年(2024年)4月1日より相続登記の申請の義務化がされました。

- ・相続等により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請を行う必要があります。
- ・遺産分割協議が行われた場合は、遺産分割が成立した日から**3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請する必要があります。
- ・上記のいずれの場合でも、正当な理由がないのに申請をしなかった場合には、**10万円以下の過料**の適用対象となります。
- ・**令和6年(2024年)4月より前に発生した相続も対象です。**

※相続登記とは、正確には「相続による所有権の移転の登記」といい、土地や建物の不動産の所有者が亡くなったときに、その土地や建物の名義を亡くなった人から遺産を引き継いだ人(相続人)へ変更する手続きのことです。

▶ 来月号は相続登記を行わなかった場合、身近に起きる問題について掲載します。

問 税務住民課 固定資産係 ☎57-8563

「南関町家庭ごみの分け方・出し方」に広告を掲載しませんか？

町では、町民の皆さんがごみの分別方法を分かりやすく確認できるよう解説した冊子、「南関町家庭ごみの分け方・出し方」を本町と株式会社サイネックスの官民協働事業として作成します。この「南関町家庭ごみの分け方・出し方」には、ごみ分別方法やリサイクルに関する情報など、日々の生活に役立つ内容をまとめています。

「南関町家庭ごみの分け方・出し方」は、地域事業者の皆さんのご協力による広告掲載費用で発行いたします。広告掲載にご興味のある事業者様は、共同発行者である株式会社サイネックスまでお気軽にお問い合わせください。また、株式会社サイネックスの担当者が事業所を訪問し、広告掲載についてのご案内をさせていただきます場合がございます。訪問の際はご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【事業に関する問合せ先】

税務住民課 環境対策係 電話番号0968-57-8579

【広告掲載に関する問合せ先】

株式会社サイネックス熊本支店 電話番号096-362-9796

(1)制作仕様:A4版、4色フルカラー 約44ページ程度

(2)発行部数:4,200部

(3)発行日:令和7年3月(配布は3月下旬頃を予定しております)

小型充電式電池(リチウムイオン電池など)は正しく処分しましょう

小型充電式電池は、携帯電話など、生活に広く普及していますが、誤った方法で処分してしまうと火災や爆発といった大きな事故の原因になってしまいます。そこで、町では、家庭から排出される小型充電式電池の拠点回収を始めています。回収場所と時間は以下のとおりです。

●回収場所

南関町役場 税務住民課 環境対策係窓口

※ごみ出しカレンダーによる通常のごみ出しとは異なります。

●回収時間

回収日:月曜日から金曜日(祝日・休日・年末年始を除く)

時 間:9時00分から17時00分まで(12時から13時は除く)

●持参するときの注意点

- ・取り外しができるものは、取り外して持参してください。
- ・水に濡れたものを持参するときには、必ず職員に水に濡れたことを伝えてください。

住民の皆さんには、より一層のごみ分別の徹底についてご理解とご協力をお願いします。



問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

動物の飼い方について ~冬編~

寒くなり、人もペットも体調管理が難しい季節となりました。寒い時期に注意すべきペットの事故を紹介します。

●暖房器具での事故

こたつやヒーター等の暖房器具を使う機会が増える冬。暖房器具で部屋を暖めると快適に過ごすことができますが、使い方を誤ると火傷や脱水症状を起こすことがあります。ペットが近づきすぎないように柵を設置したり、ペットが暖房器具の前に長時間留まって、脱水症状を起こさないように注意しましょう。

●食べ物等による事故

冬は、鍋やスープなど温かい食べ物を食べる機会が多くなります。人にとって温かい食べ物でも、ペットにとっては火傷するくらい熱く感じるということがあります。飼い主さんの食べ物を誤ってペットが口にしないように注意しましょう。

また、使い捨てカイロの誤食などにも注意しましょう。

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579